



政府統計

報道関係者 各位

令和元年 8月8日

【照会先】

政策統括官付参事官付雇用・賃金福祉統計室

調査官 角井 伸一

室長補佐 本吉 香澄

労使関係第二係（内線 7667, 7668）

（代表電話） 03(5253)1111

（直通電話） 03(3595)3145

平成 30 年「労働争議統計調査」の結果を公表します

厚生労働省では、このほど、平成 30 年「労働争議統計調査」の結果を取りまとめましたので公表します。

この調査は、我が国における労働争議について、行為形態や参加人員、要求事項などを調査し、その実態を明らかにすることを目的としています。本調査では、対象となる労働争議（労働組合や労働者の団体とその相手方との間で生じた紛争）を「総争議」といい、争議行為が現実発生した「争議行為を伴う争議」と解決のために労働委員会等第三者が関与した「争議行為を伴わない争議」とに大別しています。

【調査結果のポイント】

1 総争議

平成 30 年の件数は 320 件（358 件）で 9 年連続の減少となり、比較可能な昭和 32 年以降、最も少なかった。 【5 頁 第 1 表、第 1 図、11 頁 附表】

2 争議行為を伴う争議

(1) 全体では前年と比べて件数、総参加人員及び行為参加人員が減少した。

件数 58 件 (68 件)

総参加人員 51,038 人 (72,637 人)

行為参加人員 10,059 人 (17,612 人)

(2) 半日以上の同盟罷業では、前年と比べて件数、行為参加人員及び労働損失日数が減少した。

件数 26 件 (38 件)

行為参加人員 955 人 (7,953 人)

労働損失日数 1,477 日 (14,741 日)

(3) 半日未満の同盟罷業では、前年と比べて件数及び行為参加人員が減少した。

件数 42 件 (46 件)

行為参加人員 9,260 人 (9,917 人)

【5 頁 第 1 表、6 頁 第 2 表、11 頁 附表】

3 労働争議の主要要求事項

争議の主な要求事項（複数回答。主要要求事項を 2 つまで集計）は、「賃金」に関するもの 162 件（181 件）が最も多く、次いで「経営・雇用・人事」に関するもの 117 件（122 件）、「組合保障及び労働協約」に関するもの 88 件（117 件）であった。 【9 頁 第 6 表】

4 労働争議の解決状況

平成 30 年中に解決した労働争議（解決扱い（注 2）を含む）は 255 件（298 件）で、総争議件数の 79.7% であった。そのうち「労使直接交渉による解決」は 34 件（42 件）、「第三者関与による解決」は 83 件（101 件）であった。 【10 頁 第 7 表】

注 1 （ ）内は、平成 29 年の数値である。

注 2 不当労働行為事件として労働委員会に救済申立てがなされた労働争議、労働争議の当事者である労使間では解決の方法がないような労働争議（支援スト、政治スト等）及び解決の事情が明らかでない労働争議等は「解決扱い」として集計している。

詳細は、別添概況をご参照ください。